

学校いじめ防止基本方針

はじめに

この基本方針は身体的・心的苦痛を感じる子どもが、現在から将来的にいなくなるために、教職員が意識統一し、積極的生活指導を行うための指針として計画する。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を常に意識し、子どもの尊厳が守られ、子どもをいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- (2) 全ての子どもたちの思いを理解するために、全教職員が情報収集にあたることは勿論、その情報を共有し、他者の問題として認識するのではなく「自分事」として、常に意識する。
- (3) 全ての教育活動を通じて、全ての子どもに「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子ども一人一人の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (4) 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早期に複数の教職員で的確にかかわり、いじめを隠したり、軽視したりすることなく継続的に対応する。
- (5) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害子どもを守るとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害子どもを指導する。
- (6) 「いじめ」等事象が生じた場合、その場だけの対応ではなく、長期的な視点に立って対象の子どもにきめ細やかなアプローチを行う。
- (7) より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、家庭教育の重要性を啓発するとともに、学校と家庭、関係機関等（警察、子ども相談所）が組織的に連携・協働する体制を構築する。

2 いじめ防止対策のための組織

(1) 生活指導委員会

① 組織構成

管理職員、主幹教諭、生徒指導主事、養護教諭により構成し、この組織を生活指導委員会と称する。いじめの防止・早期発見・対処に当たっては、その事案に関係の深い学級担任、学年主任、特別支援教育コーディネーター及びスクールカウンセラーを追加する。なお、必要に応じて、心理、特別支援、福祉等に関して専門的な知識を有する大学教職員等の助言を得る。

② 組織の役割

ア 子ども・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。

イ いじめの疑いに関わる情報や、子どもの問題行動などに関わる情報の収集と記録、共有を行う。

ウ 緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある子どもへの事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を行う。

(2) コミュニケーション・フォーラム

① 組織構成

全教職員によって構成され、月に1回程度定期的に行う。しかし、必要に応じて臨時の会も行うこととする。

② 組織の役割

- ア 問題を抱えている子ども、気になる子どもについて、共通理解を図り、子ども支援について話し合いを行う。子ども一人一人の思いを教職員が共通理解する場でもある。
- イ 生活指導委員会からの報告を行い、指導方針の共通理解を図る場である。

3 教育相談体制

- (1) 教職員と子ども及び保護者、さらには子ども間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 子どもの個人情報に配慮するとともに、「教職員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教職員は必ず自分を助けてくれる。」という安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 定期的な教育相談日等を設定することはもちろん、日記・作文指導や教育支援ソフトの利用の中でも秘密裏に相談できる手段を講じる。
- (4) 「ふれあいポストカード」を利用し、気軽に相談できる体制を取るとともに、誰にでも相談できるよう配慮する（相談相手の選択の自由）。
- (5) 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (6) 子どもや保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口についての広報・周知に努める。

4 いじめの未然防止のための取組

(1) 教育・指導場面

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識を、学校教育全体を通じて、子ども一人一人に徹底する。
- ② 自己を取り巻く他者や社会とのかかわりの中で、自己の可能性を感じさせ、自己・他者・社会という空間の広がりを目向けさせることで、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。
- ③ 全ての子どもが心を伴うコミュニケーション能力を発揮し、規律のある態度で授業や行事に仲間と共に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ④ 子ども観察のために、常にコミュニケーションを取ることを意識する（休み時間や給食の時間等）。また、子どもの心の変化（表情や言葉、態度を通して）をいち早く察知できるよう心掛ける。
- ⑤ ぎんなん・くすのき学習や道徳の時間に、いじめにかかわる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。
- ⑥ ICT 機器等を使って他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを理解させ、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取り組むと共に、保護者に対しても啓蒙活動を行う。
- ⑦ 教職員の言動が、子どもを傷付けたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
- ⑧ いろいろな子ども間の問題が解決されたと見られる場合でも、それがいじめにつながるかも知れないという危機感を持ち、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

5 早期発見・早期対応のための在り方

- (1) 日常的にいじめの発見に努め（絶えず声かけを行い、子どもが日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払う等）、子どもが発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。

- (2) 全子どもを対象としたいじめ発見・防止のための「アンケート調査（心のアンケート）」を定期的（年間8回）に実施することに加え、「日々の授業・休み時間における観察」「個別面談」「日記、ふれあいポストカード」の記述等から、子どもの悩みや対人関係の状況をきめ細かく把握しておく。また、いじめの認知については、生活指導委員会において組織的に判断する。
- (3) いじめの把握にあたっては、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等、学校内の専門家との連携に努める。また、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- (4) 子どもに気づいたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- (5) いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに管理職員に報告し、生活指導委員会を開き対応にあたる。

6 いじめへの対処

- (1) いじめの発見・訴え等を受けたときの対応
 - ① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職員の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係を把握する。
 - ② 生徒指導主事と関係教諭が速やかに関係の子ども等から事情を聴取するなど、必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
 - ③ 管理職員が「いじめの事象である」と判断した場合は、すぐに全教職員にそのいじめに関する情報及び対応方針を周知し共通理解を図る。（コミュニケーション・フォーラムの実施）
 - ④ いじめられた子ども、いじめた子どもへの具体的な支援や指導について、教職員の役割分担を明確にし、組織的に対応するとともに、保護者に対して家庭訪問等を行い、適切に情報提供をし、今後の指導に対して連携・協力を求める。
- (2) いじめられた子ども、保護者への支援
 - ① いじめられた子どもを全力で守りぬく。
 - ② いじめられた子どもが安心して学校生活を送るために必要な措置を講じる。
 - ③ 家庭訪問等、教職員と保護者との話し合いを行い、十分な説明のもと、学校の対応策について理解と協力を求める。
 - ④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
 - ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
 - ⑥ スクールカウンセラーの活用等、専門家による適切な支援を継続的に行う。
- (3) いじめた子どもへの指導と保護者への助言
 - ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。また、自己の行為が「いじめ」であると認識できにくい子どもに対しては、粘り強く対話し、心から理解させることに努める。
 - ② 再発防止に努めるために、自己の行動を客観的に捉えさせ、その根本の原因を探らせる。
 - ③ 家庭訪問等、教職員と保護者との話し合いを行い、十分な説明のもと、学校の対応策について理解と協力を求める。
- (4) 他の子どもへの指導
 - ① そのいじめ問題が一部の間に起きており、知らない子どもがいたとしても、子どもの発達段階とその内容に応じて説明を行い、新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。

- ② 傍観者もいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。

(5) 報告と連携

- ① いじめを認知した場合は、校長が速やかに教育学部長に報告する。
- ② 事案によっては、大学と連携し、スクールカウンセラー、生徒指導・教育相談等を専門とする大学教職員等の派遣を要請する。

7 校内研修

全ての教職員の共通認識を図るため、年に1回以上、いじめ等生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

8 取組の評価

P D C Aサイクルの考え方に従い、年度末に振り返りを行う。その結果を踏まえてその期間の取り組みが適切に行われたかを検証し、次年度へつなげる。

9 年間計画

	共通理解のための活動	いじめ防止・発見のための活動	その他
4	学級引継ぎの話合い コミュニケーション・フォーラム	ふれあいポストカードおよびカウンセリング (年間を通して)	
5	コミュニケーション・フォーラム	こころのアンケート(記名式)※教育相談	
6	コミュニケーション・フォーラム	こころのアンケート(記名式)※教育相談	教職員校内研修会 (大学と連携)
7	コミュニケーション・フォーラム	こころのアンケート(記名式)※教育相談	
8			
9	コミュニケーション・フォーラム		
10	コミュニケーション・フォーラム	こころのアンケート(記名式)※教育相談	
11	コミュニケーション・フォーラム	こころのアンケート(記名式)※教育相談	人権集会 (子ども主催)
12	コミュニケーション・フォーラム	こころのアンケート(記名式)※教育相談	
1	コミュニケーション・フォーラム		
2	コミュニケーション・フォーラム	こころのアンケート(記名式)※教育相談	
3	コミュニケーション・フォーラム	こころのアンケート(記名式)※教育相談	